

計画作成年度	令和3年度
計画主体	せたな町

# せたな町鳥獣被害防止計画

令和4年度～令和6年度

〈連絡先〉

担当部署名 せたな町水産林務課  
所在地 久遠郡せたな町北檜山区徳島63-1  
電話番号 (0137) 84-5111  
FAX番号 (0137) 84-6833

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対 象 鳥 獣	ヒグマ、エゾシカ、キツネ、タヌキ、ウサギ、カラス類、カモメ類、サギ類、トド、オットセイ
計 画 期 間	令和4度～令和6年度
対 象 地 域	せたな町（全域）

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和3年度）

鳥獣の種類	被 害 の 現 状		
	品 目	被 害 数 値	
ヒグマ	デントコーン	被 害 額	2,633 千円
		被害面積	5.30 ha
	水稲	被 害 額	2,773 千円
		被害面積	2.41 ha
	大豆・小豆	被 害 額	544 千円
		被害面積	2.70 ha
	てん菜	被 害 額	555 千円
		被害面積	1.10 ha
	そば	被 害 額	458 千円
		被害面積	3.20 ha
その他農作物	被 害 額	2,062 千円	
	被害面積	0.60 ha	
小 計	被 害 額	9,025 千円	
被害面積	15.31 ha		
エゾシカ	水稲	被 害 額	9,954 千円
		被害面積	8.66 ha
	大豆・小豆	被 害 額	3,213 千円
		被害面積	18.51 ha
	ブロッコリー	被 害 額	5,945 千円
		被害面積	1.60 ha
	その他農作物	被 害 額	5,713 千円
		被害面積	9.70 ha
小 計	被 害 額	24,825 千円	
被害面積	38.47 ha		
キツネ タヌキ ウサギ	ブドウ・メロン スイートコーンほか	具体的な被害金額は算出されていないが、農作物の食害が発生している状況にある。	
カラス類 カモメ類 サギ類	水稲 豆類ほか	具体的な被害金額は算出されていないが、カラス類は、牛舎内の乳牛等を攻撃し危害を加え、カモメ、サギ類は水田を踏み荒らし、水稲や畜産業への被害が発生している。	
農作物被害合計		被 害 額	33,850 千円
		被害面積	53.780 ha
トド オットセイ	水産物	被 害 額	数値不明
		被害数量	数値不明
	漁具(令和2年度)	被 害 額	220 千円
		被害数量	2ヶ統

(2) 被害の傾向

ヒグマ	<p>生息状況：町内全域に生息</p> <p>発生時期：冬眠期間を除く3月下旬から12月中旬まで出没の恐れがあり5月頃から目撃が増え、5月以降に水稻等の作物に被害が発生する。</p> <p>発生の場所：町内全域の農地に被害が発生している。</p> <p>被害の傾向：特に収穫前のデントコーンやビート、水稻、豆類の食害による被害が大きく、一度食害が発生すると連日出没が確認され被害が甚大となる。例年約20頭前後の捕獲があり、近年は住宅地周辺にも出没し、人身被害が非常に懸念される。</p>
エゾシカ	<p>生息状況：町内全域に生息</p> <p>発生時期：農地については積雪期を除く4月から11月頃まで発生する。</p> <p>発生の場所：町内全域に被害が発生している。</p> <p>被害の傾向：小豆・大豆等の農作物の食害及び水田への踏み荒らしの被害が発生している。近年は約170頭の捕獲実績があり、生息数は増加を続けていると推測され、野生鳥獣による農業被害の中ではエゾシカによる被害が最も大きい。</p>
キツネ タヌキ ウサギ	<p>生息状況：町内全域に生息</p> <p>発生時期：積雪期を除く4月から11月頃まで発生する。</p> <p>発生の場所：住宅地を含めた町内全域にわたる。</p> <p>被害の傾向：農作物被害は、てん菜の食害が多く、畜舎への侵入被害も確認されている。近年では特にタヌキが増加傾向にあり、具体的な被害額は算出されていないが被害も増加傾向にある。また、ウサギによるブロッコリーや大豆の被害も報告されている。</p>
カラス類 カモメ類 サギ類	<p>生息状況：町内全域に生息</p> <p>発生時期：積雪期を除く4月から11月頃まで発生する。</p> <p>発生の場所：町内全域に被害が発生している。</p> <p>被害の傾向：カラス類は、牛舎内の乳牛等を攻撃し危害を加え、カモメ類やサギ類は水田を踏み荒らし、水稻や畜産業に被害が発生している。</p>
トド オットセイ	<p>生息状況：日本海沿岸</p> <p>発生時期：11月～5月</p> <p>発生の場所：例年11月～5月頃にせたな町沖に来遊</p> <p>被害の傾向：漁網等の漁具を破るなどの被害が発生している。被害金額及び数量は把握していないものの漁獲物への食害や、出没により漁業対象水産物が逃避し漁獲量の減など間接的被害も発生している。</p>

(3) 被害の軽減目標

ヒ グ マ

指 標	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和6年度)	備考 (軽減率)
被 害 額	9,025 千円	6,318 千円	30%減
被 害 面 積	15.31 ha	10.72 ha	30%減

エ ゾ シ カ

指 標	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和6年度)	備考 (軽減率)
被 害 額	24,825 千円	17,377 千円	30%減
被 害 面 積	38.47 ha	26.93 ha	30%減

トド、オットセイ

指 標	現状値 (※令和2年度)	目標値 (令和6年度)	備考 (軽減率)
被 害 額	220 千円	154 千円	30%減
被 害 数 量	2 ヶ統	2 ヶ統	漁網の被害の軽減を図る

※トド、オットセイについては令和3年度の被害実績がないため令和2年度の被害額を現状値とする。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

区 分	従来講じてきた被害防止対策	課 題
捕獲等に関する取組	<p>[ヒグマ]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定の個体が民家付近に頻繁に出没したり、又は農作物被害が継続されるなどの問題個体の場合は、道の捕獲許可を受けて町が委嘱した有害鳥獣駆除員が銃器及び箱わなを設置し捕獲を実施している。</li> </ul>	<p>[ヒグマ・エゾシカ]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・猟友会会員の高齢化による後継者不足が懸念され、出没の際に出動できる会員が限定されており、町としては狩猟免許取得に対する補助金交付事業を実施し、後継者確保に努めている。</li> <li>また、ヒグマについては行動範囲が広いことや、目撃場所が不定であることから、捕獲に至らないケースが多い。</li> </ul>
	<p>[エゾシカ]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被害が確認される都度、有害鳥獣駆除員が見廻り、銃器及びくくりわなを設置し捕獲を実施している。</li> </ul>	<p>[キツネ・タヌキ・カラス類・カモメ類・サギ類]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・わな慣れした個体も増えており、わなによる捕獲が困難な場合がある。</li> <li>カラス類・カモメ類の被害発生場所が、住宅地付近だと銃器による駆除が困難である。</li> </ul>
	<p>[キツネ・タヌキ・カラス類・カモメ類・サギ類]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農作物被害を与えるなどの問題個体の場合は、有害鳥獣駆除員が銃器及び箱わなを設置し捕獲を実施している。</li> <li>キツネについては、エキノコックス症媒体動物の疫学調査用検体としても捕獲。</li> </ul>	<p>[トド・オットセイ]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被害調査で把握出来ていない食害等の被害がある。追い払っても、時間を経過すると再び集まる。</li> <li>臘虎臘肭獸獵獲取締法によりオットセイの捕獲は禁止されている。</li> </ul>
	<p>[トド・オットセイ]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・トドについては、町内のハンターによる有害駆除及び威嚇による追い払いを実施している。</li> <li>オットセイについては、被害防止対策は講じられていない。</li> </ul>	<p>[制度の内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有害鳥獣駆除員に対し、有害鳥獣出動費、ヒグマ及びエゾシカ捕獲報償費を交付  捕獲報償金：ヒグマ 40,000円/頭  ：エゾシカ 20,000円/頭  出動賃金：北海道労務単価(普通作業員)</li> <li>・狩猟免許等を取得した者に対し、取得に要した費用の助成</li> </ul>
	防護柵の設置等に関する取組	<p>[エゾシカ・ヒグマ]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農地に対する電気柵等の購入補助(鳥獣被害防止対策事業補助)  町及び農協 補助率：各4分の1(限度額75千円)</li> </ul>
生息環境管理その他取組	<p>[ヒグマ]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緩衝帯設置予算については町で予算措置しているが過去3年間は実績はない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害発生地が広域なため、農家個人等に対し有害鳥獣が寄り付かなくなるような環境整備の必要性について普及啓発が必要。</li> </ul>

(5) 今後の取組方針

[ヒグマ・エゾシカ・キツネ・タヌキ共通]

・出没及び被害は町内全域で発生しており、わなを使用する際、見廻り回数が多く範囲が広いことから、有害鳥獣駆除員の負担となっており、ハンターの高齢化・減少にも対応するため、農業者のわな猟免許の取得を推進し捕獲体制を強化すると共に、自己防衛意識を醸成する。

[ヒグマ・エゾシカ]

・箱わな、くくりわなを活用した効率的な質の高い捕獲活動と、防除効果が高い電気柵を設置し獣害予防と、効果の周知・普及および被害の減少を図る。  
また、捕獲を目的としたICT機器を導入することで、罾の見回り負担軽減を図る。

[キツネ・タヌキ・ウサギ]

・箱わな等を活用し、適確な捕獲を実施する。また、農業者自らの捕獲体制を強化すると共に自己防衛意識を高める。

[カラス類・カモメ類・サギ類]

・銃器による適確な捕獲を実施する。また、農業者自らの追い払い防止対策等の強化と共に、自己防衛意識を高める。

[トド・オットセイ]

・オットセイは法律により捕獲が規制されていることに留意しつつ、ひやま漁業協同組合・檜山沿岸各町など、各関係機関との連携を強化し、漁業に与える被害を防ぐための最小限の駆除、威嚇による追い払い及び被害額の調査を継続して行っていく。

3. 対象鳥獣の捕獲に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

捕獲体制の中心的役割を担う鳥獣被害対策実施隊について、せたな町が有害鳥獣駆除員として猟友会員の中から任命し、身分はせたな町の非常勤職員とするほか、町職員も指名し、連携しながら捕獲体制を強化する。ただし、トドについては、ひやま漁業協同組合が北海道連合海区漁業調整委員会指示の採捕承認を受け、捕獲及び威嚇による追い払いの対応を行う。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和4年度	ヒグマ、エゾシカ、キツネ、タヌキ、ウサギ、カラス類、カモメ類、サギ類、トド	[全体] ・捕獲担い手の育成・確保 [ヒグマ・エゾシカ] ・捕獲用箱わな・電気柵及びびくくりわなによる防除・捕獲 [キツネ・タヌキ・ウサギ] ・捕獲用箱わなによる捕獲
令和5年度	同上	・前年度取組内容の継続、問題点等の検証及び新たな取組みへの検討 ・漁業者等に対する猟銃所持及び銃猟免許の取得促進
令和6年度	同上	・前年度取組内容の継続、問題点等の検証及び新たな取組みへの検討 ・漁業者等に対する猟銃所持及び銃猟免許の取得促進

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>・町としての対象鳥獣の生息状況等の把握は困難な状況にあるため、対象鳥獣に対する捕獲計画数については、農林水産業の被害状況、近年の捕獲実績、今後の取組みによる効果等を勘案し、設定するものとする。</p> <p>なお、ヒグマについては、農作物等へ被害を及ぼす個体や、出没の場所や状況から人身被害発生の恐れがある個体について捕獲する。</p> <p>また、エゾシカについては、多大な農林業被害が報告されていることから、国の緊急捕獲活動支援事業も活用し、特に積極的な捕獲を推進する。</p>

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ヒグマ	30頭	25頭	25頭
エゾシカ	230頭	230頭	230頭
カラス類	30羽	30羽	30羽
カモメ類	30羽	30羽	30羽
サギ類	10羽	10羽	10羽
キツネ	6頭	6頭	6頭
タヌキ・ウサギ	可能な限り捕獲する。		
トド	<p>・捕獲計画数は、水産庁のトド管理基本方針により、トド絶滅の危険性がない範囲内で、トドによる漁業被害を最小化することを目標とした北海道及び北海道連合海区漁業調整委員会の調整を受けた頭数とする。</p> <p>なお、トドの計画年度は、来遊期間に対応させるため、当該年度の10月から翌年6月までとする。</p>		
<p>・出没状況について情報収集及び分析を行い、危険性の高い問題個体を迅速かつ確実に排除する。</p>			

捕獲等の取組内容	
ヒグマ	・町内全域において、被害及び被害が発生するおそれがある場合、銃器及び箱わなによる捕獲を実施する。
エゾシカ	・町内全域において、被害及び被害が発生するおそれがある場合、銃器及びくくりわなによる捕獲を実施する。
キツネ タヌキ ウサギ	・町内全域において、被害及び被害が発生するおそれがある場合、銃器及び箱わなによる捕獲を実施する。
カラス類 カモメ類 サギ類	・町内全域において、被害及び被害が発生するおそれがある場合、銃器による捕獲を実施する。
トド	・町内全域において、被害及び被害が発生するおそれがある場合、銃器による捕獲及び威嚇による追い払いを実施する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
・ヒグマ、エゾシカの捕獲は、わな等を基本とするがこれらの方法での捕獲が困難な場合は射程が長く、捕獲能力が高いライフル銃を使用する。

(4) 許可権限移譲事項

対象地域	対象鳥獣
町内全域	タヌキ・エゾシカ

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容
	令和4年度～令和6年度
ヒグマ エゾシカ	・農地に対する電気柵等の購入補助（鳥獣被害防止対策事業補助） 【町及び農協 補助率：各4分の1（限度額75千円）】

※電気柵設置箇所については、被害及び被害の恐れがある圃場を対象とする。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容
	令和4年度～令和6年度
ヒグマ	・農畜物残渣や生ごみ等ヒグマの誘因原因となるものの管理徹底について、町の広報紙等について注意喚起を行う。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

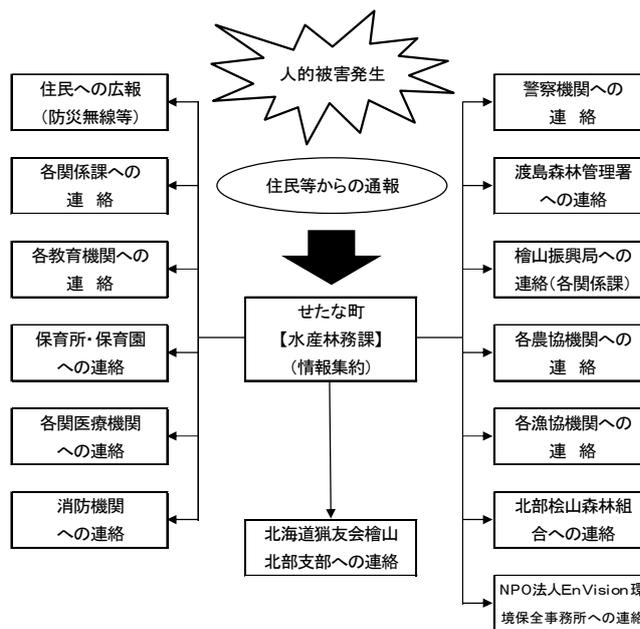
年度	対象鳥獣	取組内容
令和4年度	ヒグマ、エゾシカ、キツネ、タヌキ、ウサギ、カラス類、カモメ類、サギ類、トド、オットセイ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生ゴミ、農作物の収穫残さ処理の適正管理</li> <li>・被害防除対策の普及及び情報提供</li> <li>・被害予防策の調査、情報の提供</li> </ul>
令和5年度	同上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生ゴミ、農作物の収穫残さ処理の適正管理</li> <li>・被害防除対策の普及及び情報提供</li> <li>・被害予防策の調査、情報の提供</li> </ul>
令和6年度	同上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生ゴミ、農作物の収穫残さ処理の適正管理</li> <li>・被害防除対策の普及及び情報提供</li> <li>・被害予防策の調査、情報の提供</li> </ul>

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関の役割

関係機関の名称	役割
せたな町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報を収集し、防災無線等による住民への周知</li> <li>・各関係機関との連絡調整</li> <li>・有害鳥獣の捕獲依頼及び被害防止対策</li> </ul>
新函館農業協同組合若松基幹支店 北檜山町農業協同組合 北部桧山森林組合 ひやま漁業協同組合瀬棚支所 ひやま漁業協同組合大成支所 NPO法人EnVision環境保全事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害防止対策の指導、助言等</li> </ul>
渡島森林管理署 檜山振興局 (農務課、環境生活課、水産課、森林室北檜山事務所、檜山農業改良普及センター檜山北部支所、檜山地区水産技術普及指導所せたな支所)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害防止対策の指導、助言等</li> <li>・関係機関への情報伝達</li> </ul>
北海道猟友会檜山北部支部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有害鳥獣の捕獲</li> </ul>
せたな警察署	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害防止対策の指導・助言等</li> <li>・有害鳥獣の捕獲実施時の事故防止</li> </ul>

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

ヒグマ	研究機関への検体提供を行い、残渣については一般廃棄物として適切に処理する。 〔検体提供先〕 地方独立行政法人 北海道立総合研究機構 エネルギー・環境・地質研究所 自然環境部 生物多様保全グループ
エゾシカ	原則、一般廃棄物処理として適切に処理するが、持ち帰りが困難な場合に限り、他の鳥獣の捕食物や環境汚染にならないよう、捕獲現場において適正に埋設処理を行なう。
キツネ・タヌキ 鳥類	一般廃棄物として適切に処理する。
トド	研究機関の希望により検体提供を行い、残渣については一般廃棄物として適切に処理する。 〔検体提供先〕 北海道大学大学院水産科学研究院 等

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

増加傾向にあるエゾシカを中心に、食肉等への有効利用や関連コスト等について先進事例の情報収集に努めながら、効果的な施策について検討する。
---

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	せたな町鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役 割
せたな町	・ 総括的な協議会の運営
新函館農業協同組合 若松基幹支店	・ 農業分野における助言及び情報提供 ・ 電気柵の設置協力及び管理 ・ 農業者に対する被害防除対策の推進 ・ 農作物被害状況の把握、痕跡・出没などの情報提供
北檜山町農業協同組合	・ 農業分野における助言及び情報提供 ・ 電気柵の設置協力及び管理 ・ 農業者に対する被害防除対策の推進 ・ 農作物被害状況の把握、痕跡・出没などの情報提供
北部桧山森林組合	・ 民有林被害の防除対策の推進 ・ 被害状況の把握、痕跡・出没などの情報提供
北海道猟友会檜山北部支部	・ 有害鳥獣の捕獲対応 ・ 鳥獣生態等に対する指導、助言及び情報提供
渡島森林管理署	・ 国有林被害の防除対策の推進 ・ 国有林被害状況の把握、痕跡・出没などの情報提供
ひやま漁業協同組合瀬棚支所	・ 漁業被害の防除対策の推進 ・ 漁業被害状況の把握、出没などの情報提供
ひやま漁業協同組合大成支所	・ 漁業被害の防除対策の推進 ・ 漁業被害状況の把握、出没などの情報提供

(2) 関係機関に関する事項

檜山振興局農務課	・ 農業被害の情報提供及び指導、助言
檜山振興局環境生活課	・ ヒグマ等の捕獲許可 ・ 野生鳥獣による被害状況把握、被害防止対策実施に関する情報提供及び技術的助言・援助
檜山振興局水産課	・ 漁業被害の情報提供及び指導、助言
檜山振興局森林室北檜山事務所	・ 民有林被害の情報提供及び指導、助言
檜山農業改良普及センター檜山北部支所	・ 農業被害の情報提供及び指導、助言
NPO法人EnVision環境保全事務所	・ 被害防除対策の情報提供及び指導、助言
檜山地区水産技術普及指導所せたな支所	・ 漁業被害の情報提供及び指導、助言

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

・ 鳥獣被害対策実施隊は、せたな町が有害鳥獣駆除員の中から委嘱し、せたな町の非常勤職員として、対策協議会と連携を図り効果的な捕獲等に取り組む。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

・ 隣接町との積極的な情報交換等により、正確な生息・行動状況の把握と、情報を共有できる体制を構築する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

(被害防止計画の公表)  
・ 町広報誌及びホームページへの掲載により、その内容について広く町民に周知を図ることに努める。